高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第八十七号

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一の項中「一万三千円」を「一万二千四百円」に、「一万二千七百円」に改める。

別表第三第一の項イ中「充てんする」を「充塡する」に改め、同項イ(1)及び(2)中「一万五千百円」を「一万五千二百円」に、「一万五千円」を「一万五千百円」に改め、同項イ(3)中「六千三百円」を「六千四百円（電子申請等による場合にあっては、六千三百円）」に改め、同項ロ(4)中「二百十円（電子申請等による場合にあっては、百六十円）」を「百六十円」に改め、同項ニ(1)中「六千九百円」を「七千円（電子申請等による場合にあっては、六千九百円）」に、「三百八十円」を「三百七十円」に改め、同項ニ(2)中「六千九百円」を「七千円（電子申請等による場合にあっては、六千九百円）」に改め、同項ニ(3)中「七百九十円」を「八百円」に、「七百八十円」を「七百九十円」に改め、同表第二の項イ中「八十一万五千四百円」を「八十一万九千二百円」に、「八十一万四千六百円」を「八十一万八千六百円」に改め、同項ロ中「二十一万八百円」を「二十一万二千四百円」に、「二十一万百円」を「二十一万千七百円」に改め、同表第五の項中「三百七十円」を「三百八十円」に改め、同表第六の項イ(1)中「十八万六百円」を「十八万千三百円」に、「十八万円」を「十八万六百円」に改め、同項ロ(1)中「十四万六千六百円」を「十四万七千三百円」に、「十四万六千六百円」を「十四万六千六百円」に改め、同表第八の項ロ(1)中「（電子申請等による場合にあっては、千円）」を削り、同表第十の項イ中「八十一万五千四百円」を「八十一万九千二百円」に、「八十一万四千八百円」を「八十一万八千六百円」に改め、同項ロ中「二十一万八千四百円」を「二十一万七千七百円」に改める。

附　則

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三十七条第二項、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第四十九条第三項及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「ヌ」を「ル」に改める。

第四条の六（見出しを含む。）中「第七条第五項第四号ハ」を「第七条第五項第四号ニ」に改める。

第四条の七（見出しを含む。）中「第七条第五項第四号ヘ、リ及びヌ」を「第七条第五項第四号ト、ヌ及びル」に改める。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号イを次のように改める。

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正）

第三条　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イを次のように改める。

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二号イを次のように改める。

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附　則

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

環境大臣　原田　義昭

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎